

〇〇四年春闘・状況の見方

論題

クローズアップ ナショナル・ミニマム問題

■ 国学院大
学教授

小越洋之助

はじめに

日本は貧富の差が少ない平等な社会、階層格差が固定化せず、国民の上昇志向が大きい社会、国民が総「中流意識」を持つ社会などと言われてきた。

しかし、今の日本ではこのような言葉を信じる労働者・国民はいない。グローバル経済化、長期不況など経済環境の激変のなかで、一九九〇年代以降、市場原理主義にもとづく「構造改革」、さまざま

まな規制緩和策が加速化した。倒産・リストラ、高失業率が続き、

そのもとで、主婦パートが増加、若者の就職難、臨時・パート・フリーター化も常態となった。社会保障も後退し、日本は低賃金・低所得層の増大とその固定化、貧富

の格差が顕著に見てとれる社会に大きく変わった。

このような中で、今改めてナショナル・ミニマム（国民に対する最低限度の所得保障）の意義が強調されている。そして、近年、労働組合運動においても、この問題

の重要性が再認識されつつある。

I 賃金と社会保障をめぐって

何が起こっているか—特徴の素描

◇特徴1 民間給与—年収

三〇〇万円以下が
男女計で三分の一に

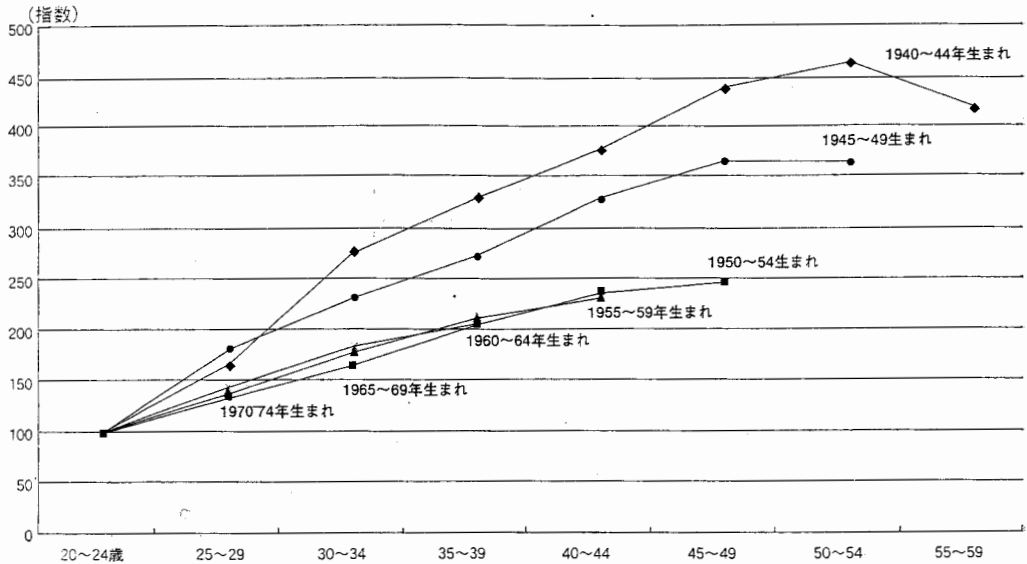
国税庁発表の「税務統計から見た民間給与の実態（二〇〇二年）」によれば、男性労働者の場合、かりに年収六〇〇万円〜八〇〇万円層を「中間所得層」とすると、一

ここでは、ナショナル・ミニマム問題がクローズアップされるに至ったその背景として、低賃金・低収入層の広がりや所得分配（賃金・税制・社会保障）の歪みについてふれ、その上で、労働運動・社会運動がナショナル・ミニマム問題を論じる際に持つべき今日的視点について述べてみたい。春闘再構築の一助にしたいだければ幸いである。

九九九年（平成一〇年）対比で、二〇〇二年（平成一四年）では、この階層は四九八・七万人（一七・六％）から四七四・四万人（一七・〇％）に減少した。また、一〇〇〇万円〜一五〇〇万円層を「相対的高所得層」とすると、この階層は一七八・九万人（六・三％）から一五五・四万人（五・五％）へと

図1 実質賃金の伸び(コーホート別)

(男子労働者〔学歴計〕, 産業規模計)



(注) 20~24歳のきまって支給する現金給与額と年間賞与を100とした場合の各年齢層の実質賃金である。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(各年版), 総務省「消費者物価指数」。

低下している。その反面で、二〇〇万円以上三〇〇万円以下層が二六八・〇万人(九・四%)から三七・五万人(一〇・九%)へと増加し、三〇〇万円以上四〇〇万円以下の層も、四八九・九万人(二七・三%)から五一・三万人(一八・二%)に増加している。その結果、年収一〇〇万円以上四〇〇万円以下の層の比率は三三%から三七%となり、四割に近づいている。

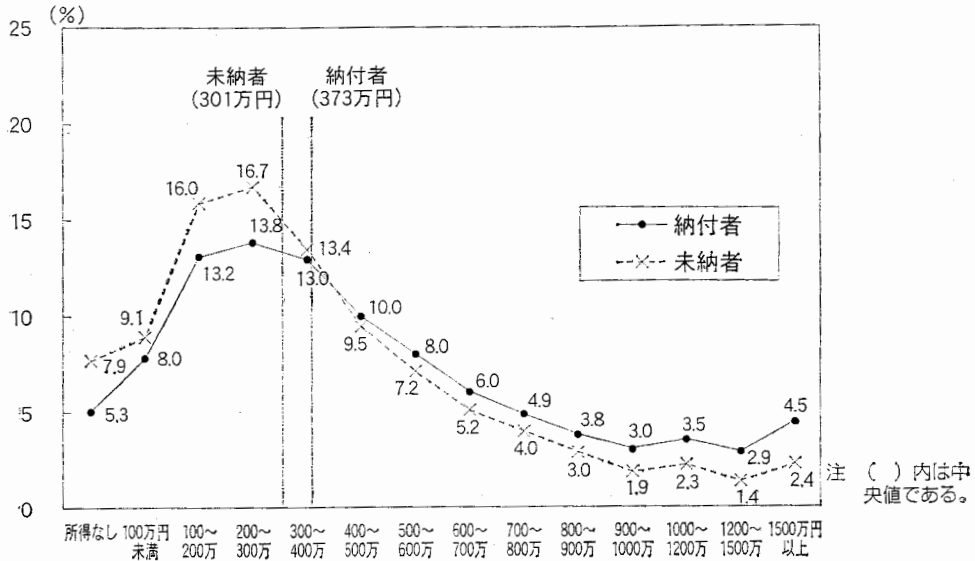
一方、女性労働者の場合をみると、これまで女性も低賃金層がかなり多かったが、その割合が増えている。一九九九年時点で年収二〇〇万円以下は六二八・七万人(三七・八%)であったが、二〇〇二年には六六五・〇万人(三九・七%)へと増加し、三〇〇万円以下層も六三・一%から六三・七%に増えた。そして四〇〇万円以下層だと八一・一%がここに包摂される。要するに、女性の四割が年収二〇〇万円以下、六割は三

〇〇万円以下、八割は年収四〇〇万円以下である。

以上の結果、男女計で年収三〇〇万円以下層の比率は高まり、二〇〇二年で三四・九%となっている。また、年収二〇〇万円以下は一九・一%(一九九九年は一七・九%)と二割に近い。二〇〇万円以下の労働者は、業種では農林水産業、鉱業、繊維工業、卸売業、サービス業などに多く分布し、企業規模では小規模企業に多い。また、これらの低賃金層の主要部分はパート、派遣、契約社員、アルバイトなど非正規雇用者である。

なお、総務省統計局が五年に一回調査している『就業構造基本統計調査』の最新版(二〇〇三年七月刊)によると、二〇〇二年度の勤労者(雇用労働者と自営業主・その家族)の賃金・収入の変化は五年前と比較して男性では年収三〇〇万円以下の所得階層が増加し、それ以上の階層が減少している。また、女性では、年収一五〇万円

図2・国民年金保険料の納付者・未納者の世帯所得(平成13年)の状況



(出所) 社会保険庁『平成14年国民年金被保険者実態調査結果の概要』(速報)2003(平成15)年7月。

程度が所得水準の分岐点になっている。

◆特徴2 若年世代の低賃金の構造化

以上のように、今日の日本では、労働者の賃金(第一次所得分配)において、低賃金層の増加が顕著になっている。しかも、その底賃金層は固定化し、そこから脱け出すのは非常に困難になりつつある。企業の正規雇用の縮減もその要因であるが、それだけではない。正規雇用であっても、若年世代、青年労働者の賃金の伸びは、驚くほど鈍化している。

図1は『賃金構造基本統計調査』を用いたコーホート(同時出生集団)別の実質賃金水準比較である。若い労働者は、正社員であっても、現在六〇歳代、あるいは「団塊の世代」(一九四七年〜四九年出生)のような右肩上がりの賃金の軌跡を辿ることは、ほぼ絶望的となっている。

このように若年世代の低賃金、賃金カーブの鈍化(フラット化)が構造化しているのがフリーター等の非正規雇用の所得である。その水準をみると、生活保護基準以下という実態も珍しくない。

◆特徴3 「社会保険の空洞化」

国民健康保険料を納入できない世帯の増加、あるいは国民年金(基礎年金)の保険料未納者や非加入者の増大など、いわゆる「社会保険の空洞化」状況が深刻になっている。国民健康保険の加入者は二〇〇〇年で無職層が四九%となった(『日本経済新聞』二〇〇三年四月六日)。

とくに最近大きな話題になっている国民年金(基礎年金)の空洞化は、以上の低所得者・低賃金層の増加と密接な関係がある。図2は二〇〇二年調査(調査時期は二〇〇一年)による国民年金(基礎年金)保険料の納付者・未納者の

世帯所得別分布である。図のように未納者の年収は二〇〇万円以下が三三%、三人に一人である。年収三〇〇万円以下で全体の二分の一、すなわち二人に一人となる。

保険料の未納理由は、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が圧倒的に多く、総数六四・五%と前回調査(九九年調査)の六二・四%より高くなっている。未納者は二〇〜二四歳台と四〇〜四四歳台、四五〜四九歳台で増加している。

二〇〇二年度の納付率は前年対比八・一ポイント減で六二・八%となった。三七%にのぼる未納率は、リストラ・失業によって厚生

年金から国民年金に移り一号被保険者となったが保険料を払えない者の増加、およびフリーターなど若年層の低所得者の増加、さらに自治体から社会保険庁への保険料徴収業務の移管と保険料免除基準の厳格化などが原因である。未納者以外の滞納者、免除者、学生など納付特例者を加えると、その総数は少なくみても一〇〇〇万人を超える。政府・社会保険庁は保険料の強制徴収など未納者対策を強化しているが、背景にあるのは低賃金・無収入層の激増という問題であり、空洞化は保険料の徴収強化だけで解消できるものではない。

年金から国民年金に移り一号被保険者となったが保険料を払えない者の増加、およびフリーターなど若年層の低所得者の増加、さらに自治体から社会保険庁への保険料徴収業務の移管と保険料免除基準の厳格化などが原因である。未納者以外の滞納者、免除者、学生など納付特例者を加えると、その総数は少なくみても一〇〇〇万人を超える。政府・社会保険庁は保険料の強制徴収など未納者対策を強化しているが、背景にあるのは低賃金・無収入層の激増という問題であり、空洞化は保険料の徴収強化だけで解消できるものではない。

Ⅱ 所得の再分配(税・社会保障)は どうなっているか

◇所得再分配とは

企業がその生産活動の結果、新たに創出した価値を付加価値とい

う。いわば生産の成果である。この付加価値が利益、人件費、利子等の金融費用、賃借料、租税、減価消却費等に分配される。人件費

は賃金と云っていい。労働分配率とは付加価値に占める人件費の割合を指す。本稿で賃金を第一次分配所得と言ったのはこの用法にならったものである。その第一次所得分配(賃金)において労働者間の格差(不平等)が拡大していることについてはつとに指摘されている。「中間所得層」が減少し、「低所得層」が増えている状況は、そのことを端的に示すものである。

そうした所得格差を放置しておく、社会は富を持つ者と持てない者とに分かれ、持てない者は不満を募らせ、それが社会不安を醸成していく。そうなると、政治も経済も安定を欠く。それを回避するために、国家・政府は税制・社会保障を通じて、持てない人たちに所得の第二次分配(所得再分配)を行い、不満を和らげ、社会の安定を保とうとする。資本主義国家の政府は、大なり小なりそうした政策をとってきた。

◇日本の所得再分配の現況

では今、この日本において税制・社会保障を通じた所得再分配はどうなっているのか。

まず、先進資本主義国と比較しての日本の位置を客観的にみておきたい。

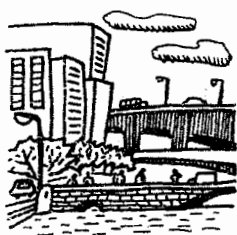
表1は、一九九五年時点での国内総生産(GDP)に占める社会保障給付費、租税・社会保険料等の国民負担とそれがどれぐらい国民に還元されているか(「国民還元率」)の国際比較である。ここでの特徴は、①GDPに占める社会保障給付費はドイツ、フランス、スウェーデンがいずれも三〇%台かそれに近い数値であるのに、日本は二三・八%とアメリカ(二五・八%)よりも低く、先進国で最低である、また、②租税・社会保険料等の国民負担と社会保障給付費を比べると(同表の「国民還元率」)、日本は四八・六%と先進国最低である。イギリス、ド

イツ、フランス、スウェーデンなどは六四％〜七三％台になっている。これは、日本では税・社会保障料等の国民負担が社会保障給付として国民に還元される度合いが小さいことを示す。

③表2は日本における所得再分配の変遷を示したものである。再分配後所得(賃金から税・社会保障料を控除し社会保障給付を加えた所得)をみると、ジニ係数は九三年の〇・三六五から、九九年には〇・三八一に上昇している(ジニ係数とは、0と1の間の数字をとる係数で、0は完全に平等、1は完全に不平等を示す。数字が大きいほど所得分配の不平等度が高い)。日本は再分配後所得においても不平等が拡大している。とくに「租税による再分配係数」は、九三年三・二、九九年には一・三と急落している。税制の所得再分配機能が劣化していると言っている。橋木俊詔氏(京都大学教授)は「若者や女性の『機会の平等』

も低下している」として「不平等の弊害拡大の危機」を警告している(『日本経済新聞』二〇〇三年八月二〇日)。(表1、表2は次頁)

税制の所得再分配機能の劣化をもたらしたのは、法人税の大幅引下げ、累進税率の緩和による高所得層の所得税率の引下げ、消費税率の引上げである。西欧、北欧諸国では国・自治体はもとより、企業、資産家も社会連帯の立場から応分の負担を行うことが社会的コンセンサスになっている。税制・社会保障制度の所得再分配機能を、この日本でどう復元していくか、〇四春闘の論題の一つとして提出しておきたい。



Ⅲ 所得保障のナショナル・

ミニマム問題

◆いまなぜ、所得保障の

ナショナル・ミニマムか

以上のように、日本では第一次所得分配、すなわち賃金において格差が拡大し、所得分配の不平等化が進行しているのであるが、それを是正するはずの第二次の所得分配、すなわち税制・社会保障を通じての所得再分配もまた十分に機能せず、むしろ後退している。持てる者と持てない者、豊かな人と貧しい人、といった形で社会が二分されていくのは決して良いことではない。だからこそ労働組合は賃金格差の拡大に反対し、その縮小を求めてきた。そして、これ以下は許さないという最低限度の基準を設けて、格差拡大に歯止めをかけようとしてきた。また、税制についての取り組みは十分に

はなかったが、社会保障を充実させるよう求めつづけてきた。社会保障の充実要求は、必ずしも社会保障の所得再分配機能に着目しての要求ではなかったものの、国には国民すべてに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障する義務がある、との生存権理念を日本社会に定着させる役割を果たした。しかし、長期の不況と経済のグローバル化、新自由主義的改革が日本を覆うというなかで、第一次所得分配においても、第二次所得分配(再分配)においても、憂うべき状況が現出してしまった。いま改めて、私たちがナショナル・ミニマム問題を取り上げ、これを労働運動、とりわけ春闘のテーマとして力説する理由はここにある。

表1 「純負担率」および「国民還元率」の国際比較

(1995年)

	租税・社会保障負担の対GDP比 (%) (A)	社会保障給付費(注)の対GDP比 (%) (B)	「純負担率」 (%) (A)-(B)	「国民還元率」 (%) (B)÷(A)
日 本	28.4	13.8	14.6	48.6
アメリカ	27.6	15.8	11.8	57.2
イギリス	35.2	22.5	12.7	63.9
ド イ ツ	38.2	28.0	10.2	73.3
フランス	44.0	30.1	13.9	68.4
スウェーデン	47.6	33.0	14.6	69.3

(注1) 租税・社会保障負担の対国民所得比および社会保障給付費の対国民所得比については、日本は年度ベース、その他各国は暦年ベースの数値。

(注2) 社会保障給付費は、ILO 基準 (“The Cost of Social Security”) による。ただし、イギリスおよびフランスは OECD 基準 (“Social Expenditure Database”) の “Public & Private Mandatory” の数値による。

(出所) 井上誠一『高福祉・高負担』国家スウェーデンの分析『週刊社会保障』第2145号(2001年7月23日)による。原資料は下記。

資料：租税・社会保障負担の対国民所得比は大蔵省調べ、社会保障給付費の対国民所得比は国立社会保障・人口問題研究所調べ(ただし、イギリスおよびフランスは、社会保障構造の在り方を考える有識者会議「21世紀に向けての社会保障」(2000年10月)28頁による)、65歳以上人口割合は OECD “Labour Force Statistics 1979-1999” による。

表2 所得再分配の変遷

年	再分配後所得の不平等度(ジニ係数)	租税による再分配係数 (%)	社会保障による再分配係数 (%)
1972	0.314	4.4	5.7
75	0.346	2.9	4.5
78	0.338	3.7	1.2
81	0.314	5.4	5.0
84	0.343	3.8	9.8
87	0.338	4.2	12.0
90	0.364	2.9	12.5
93	0.365	3.2	13.2
96	0.361	1.7	15.7
99	0.381	1.3	17.1

(出所) 「所得再分配調査」(旧厚生省)。

* 『日本経済新聞』2003年8月20日付、橋木俊詔氏の記事より。

◇ナショナル・ミニマムは稼働者の最低賃金保障として

設定されなくてはならない

ここで取り上げるナショナル・ミニマムとは、さしあたり、国民の生活を保障する所得の最低限度の基準と定義できる。私はこれまで、その基準は雇用保障を前提にした全国一律の最低賃金制度によって定立されるべきであると繰り返し強調してきた。すなわち、稼働者（雇用形態は問わない）の最低賃金を「人たるに値する」（労働基準法第一条）水準に引き上げ、それをもって、この国における所得保障のナショナル・ミニマム（国民に対する最低限度の所得保障基準）とする。そして、働いていない人に対する所得保障、すなわち社会保障による所得保障基準はそれに準じたものにする。趣意は、第一次所得分配において全国共通・一律の最低限度の賃金所得基準を設定するという事である。

◇生活保護基準について

ナショナル・ミニマムとしての所得保障の基準は当然、生計費が指標となる。これまで日本では、公的な生計費指標として、①入院算定の標準生計費、そして、②旧厚生省策定の生活保護基準が用いられてきた。しかし、人事院標準生計費は非消費支出（社会保険料等）を除外するなど生計費を正確に表示せず、また時系列比較にも耐えない。したがって、生計費の公的な指標を示すのは生活保護基準のみということになる。

筆者は、現行地域最賃を「稼働者のミニマム」とし、生活保護基準を「非稼働者のミニマム」とみなしたとき、「稼働者のミニマム」である最低賃金の水準・内容があまりに貧弱で、両者の水準を比較すると、「非稼働者のミニマム」が上位という「逆転現象」が生じていること、日本には欧米諸国の

ようなはっきりとした「貧困ライン」が設定されていないこと、そして、全国一律でない地域最賃は「貧困ライン」とはならないこと、そのような中で、日本の「貧困ライン」の代理指標になっているのが生活保護基準である、と指摘したことがある。②「貧困ライン」という最低限度の所得保障基準がない日本社会では、生活保護基準が永らくその代わりをして規範的効力をもってきたということである。

◇生活保護基準を「日本型貧困ライン」と仮定すると――

近年、低賃金層が増加するなか、そうした人たちの賃金引上げに意を注いでいる労働組合では、最低賃金の引上げ、あるいはリビング・ウェッジ要求の根拠に生活保護基準を用いている。

連合JCUF全国ユニオン事務局（東京ユニオン）では現行地域最賃（東京都七〇八円）を一〇〇

〇円に引き上げる方針を打ち出しているが、それでも年間二〇〇〇時間労働で年収二〇〇万円だ。東京ではとうてい生活できない。東京の生活保護基準は単身者の場合で二四〇万円である。そこでJCUFでは、それを下回ることのないよう、年間二〇〇〇時間労働、時給一二〇〇円以上を要求していく、という。

また、京都総評は低賃金労働者の実態調査、全国一律最賃制の確立と地域最賃の引上げの個人請願署名を行っている。京都府内の地域最賃は時給六七七円、月額換算（八時間、一二日）でも一萬九一五〇円（年収換算一四二萬九八〇〇円）にすぎない。そこで、京都総評は生活保護基準に依って最低生計費を試算している。

試算によれば、生活保護基準（二〇〇三年度）生活扶助額八万四三二〇円（第一類二〇〜四〇歳四万四一〇円、第二類一人世帯四万三九一〇円）、住宅扶助（三万

一〇〇〇円)、勤労控除(収入一六万四〇〇〇円として二万七八九〇円)の合計は一四万三二一〇円(月額)で、これに税・社会保険料を加えると(上記の金額の一・二五倍)、月額一七万九〇〇〇円、年額で二二五万円(時給換算一〇九〇円)となっている。

以上の二つの取り組み事例は、生活保護基準を「日本型貧困ライン」と仮定すると、貧困ライン以上に最低賃金を引き上げる運動、あるいは、貧困ライン以上の「リビング・ウェッジ」の確立を目指す運動と整理できる。すなわち、所得保障の「稼働者ミニマム」は「非稼働者ミニマム」を超えるものでなければならぬ、という当然の事理を運動によって実体化しようとする取り組みと言える。

付言すると、今、政府は生活保護制度の見直し作業を行っているが、そこでは生活保護基準の引下げが検討テーマの一つになっている。賃金抑制、低賃金層の拡大等

によって勤労者全体の生活水準が縮小していることを理由に、それに合わせて「生活保護基準も引き下げるべき」という議論である。これは、「日本型貧困ライン」を引き下げよ、という議論にはかならない。労働運動はこの観点から問題把握が必要だと考える。

◇連合の「最低生計費試算」について

「連合評価委員会報告」(中間報告〇三年六月、最終報告〇三年九月)は、「仕事の価値づけ」均等待遇戦略の一環として、「生活者の視点に立って生活を保障する全国一律のミニマム基準について、社会保障制度等との関連を含め、社会保障制度等との関連を含め、組合が独自に考案する必要がある」と提案した。この提案に符合する形で、連合・労働条件局は、二〇〇三年一〇月『賃金ミニマム指標プロジェクト報告書』を発表している(その内容は本誌〇三年一二月下旬号に紹介されている)。

このプロジェクトは、大都市労働者の最低生計費(生活費)の試算地域として、さいたま市をモデル地域として設定し、生活必需品・サービスの全物量に物価をかけて生計費を試算する「マーケットバスケット方式」を用いて一人(四人世帯における最低生計費を試算したものである(調査は二〇〇三年四月。なお、生計費中で大きなウェイトを占める家賃は同年一月(三ヶ月の価格)。この最低生計費試算の総括表(結果)は表4のとおりである(次頁)。

次いで連合は、〇四春闘方針案で「誰でも最低限度の生活ができる賃金」(連合リビング・ウェッジ)として、時間額八四〇円、月額一四万六〇〇〇円を決めている。この金額は総括表の最低生計費試算(単身成人男子年収一七五万円(税・社会保険料込み)にはほぼ等しい。上記最低生計費試算をもとにしたものとみられる。

この連合の「最低生計費試算」

をどうみるか。筆者の個人的意見だが、「連合リビング・ウェッジ」の基準は低すぎる。

まず、公共的交通手段が充足されていない地方では自動車は生活必需品である。したがって、「自動車保有の場合」の試算値、すなわち成人男子単身モデルにおける消費支出月額一五万六〇九八円(税・社会保険料込みで月額約一八万七〇〇〇円、年収二二四万九〇〇〇円)が最低生計費の金額に近いのではないか。

次いで、単身者の住居1kは狭隘に過ぎる。また家賃も低すぎる。三万五〇〇〇円では東京圏に限らず地方都市でも住居は得られない。「最低家賃」でも、父子二人世帯(賃貸1DK)、または夫婦(賃貸1DK)四万一〇〇〇円程度が必要ではないか。

また、二人世帯以上の外食費をすべてゼロとしているが、これもうなずけない。

加えて、試算した最低生計費と

表4 2003年 連合最低生計費・総括表

	单身	2人世帯		3人世帯		4人世帯	
	男 賃貸1K	父+子1人 賃貸1DK 小(男)	夫婦 賃貸1DK	父+子2人 賃貸2DK 中(女) 小(男)	夫婦+子1人 賃貸2DK 小(男)	夫婦+子2人 賃貸3DK 小(男) 賃貸3DK 高(男) 中(女)	
食料費	31,416	42,384	46,020	58,244	62,384	78,748	86,200
家庭内食費	16,416	34,884	38,520	48,744	52,884	67,248	74,700
外食費	10,000	0	0	0	0	0	0
嗜好食品	5,000	7,500	7,500	9,500	9,500	11,500	11,500
住居費	35,000	41,000	41,000	47,000	47,000	60,000	60,000
家賃・管理費	35,000	41,000	41,000	47,000	47,000	60,000	60,000
光熱・水道費(*)	9,284	13,040	13,040	15,034	15,034	16,932	16,932
電気代(*)	2,509	4,518	4,518	5,169	5,169	6,094	6,094
ガス代(*)	4,391	4,977	4,977	5,564	5,564	6,033	6,033
上下水道費(*)	2,384	3,140	3,140	3,896	3,896	4,400	4,400
灯油(*)	0	405	405	405	405	405	405
家具・家事用品(*)	4,332	8,711	8,630	10,267	10,223	11,429	11,459
耐久消費財	1,791	3,606	3,606	4,017	4,017	4,428	4,428
室内装備品	76	198	194	259	259	321	321
照明器具	130	372	315	501	443	573	573
寝具類	309	633	617	957	942	1,266	1,266
台所・調理用品	651	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
食器	235	625	625	676	703	754	782
玄関・洗濯・裁縫・風呂用品	365	613	613	667	671	703	703
消耗品	569	1,074	1,074	1,526	1,526	1,665	1,665
被服・履き物費(*)	4,095	7,707	10,326	10,658	13,937	17,547	15,785
被服費	3,001	5,688	7,284	7,470	9,971	12,657	10,535
衣料小物	265	433	1,062	694	1,230	1,397	1,543
履き物	349	868	782	1,459	1,300	1,819	1,990
洗濯代	285	351	706	527	772	838	965
保健・医療費	2,875	5,377	5,986	8,290	8,290	10,320	10,320
医薬品(*)	479	889	889	1,126	1,126	1,126	1,126
医療器具(*)	396	488	1,097	1,164	1,164	1,194	1,194
医療費	2,000	4,000	4,000	6,000	6,000	8,000	8,000
交通・通信費	8,497	9,218	9,218	12,213	12,213	13,601	13,601
(自動車保有の場合)	(42,321)	(43,042)	(43,042)	(46,036)	(46,036)	(47,425)	(47,425)
交通費	3,000	4,500	4,500	6,000	6,000	6,000	6,000
郵便費	150	300	300	450	450	600	600
電話代(*)	5,105	3,934	3,934	5,037	5,037	6,034	6,034
自転車関係費(*)	242	484	484	726	726	967	967
(自転車関係費)	(33,824)	(33,824)	(33,824)	(33,824)	(33,824)	(33,824)	(33,824)
教育費	0	8,390	0	23,698	8,390	16,780	38,992
学校教育費(小学校)		8,390		8,390		16,780	
学校教育費(中学校)				15,308			15,308
学校教育費(高校)							23,684
教養娯楽費	9,939	12,585	13,068	15,977	15,214	17,359	19,817
耐久財(*)	436	874	436	1,399	874	1,311	1,399
教養娯楽用品(*)	183	391	312	758	520	728	1,098
新聞・聴視料	5,320	5,320	5,320	5,320	5,320	5,320	5,320
娯楽費	2,500	3,500	4,500	5,500	5,500	6,500	8,500
レジャー関係費	1,500	2,500	2,500	3,000	3,000	3,500	3,500
その他	16,836	20,341	27,460	23,885	30,823	34,183	35,873
理美容サービス	2,333	4,200	4,333	5,667	6,200	8,067	8,133
理美容用品(*)	998	1,243	2,720	1,407	2,865	3,009	3,024
身の回り品(*)	505	898	1,407	1,311	1,758	2,107	2,216
小遣い(大人)	6,000	6,000	12,000	6,000	12,000	12,000	12,000
子供の小遣い		1,000		2,500	1,000	2,000	3,500
社会的交際費	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
消費支出合計①	122,274	168,753	174,748	225,266	223,508	276,899	308,979
(自動車保有の場合)	(156,098)	(202,577)	(208,572)	(259,090)	(257,332)	(310,723)	(342,803)
保険料②	1,600	2,500	3,200	3,400	4,100	5,000	5,700
総計(①+②)	123,874	171,253	177,948	228,666	227,608	281,899	314,679
(自動車保有の場合)	(157,698)	(205,077)	(211,772)	(262,490)	(261,432)	(315,723)	(348,503)
年間必要生計費(①+②)×12	1,486,488	2,055,036	2,135,376	2,743,992	2,731,296	3,382,788	3,776,148
(自動車保有の場合)	(1,892,376)	(2,460,924)	(2,541,264)	(3,149,880)	(3,137,184)	(3,788,676)	(4,182,036)

<参考:税・社会保険料込みの年収試算>

税・社会保険料込み年収	1,750,000	2,393,000	2,492,000	3,185,000	3,169,000	3,921,000	4,381,000
(自動車保有の場合)	(2,249,000)	(2,893,000)	(2,991,000)	(3,687,000)	(3,670,000)	(4,429,000)	(4,888,000)

(注) *は、合計金額に消費税をうわのせした。

() 内の表示は、自動車保有の場合。

税・社会保険料込み年収は、年間必要生計費に片働きの場合に負担する税・社会保険料を加えた概算。

(出所) 連合・労働条件局『賃金ミニマムプロジェクト報告書』(2003年10月)。

生活保護基準との対比も行っているが、生活保護基準額につき勤労控除を除いているなど再点検を要する点がある。

そうではあるが、最低生計費の積算に取り組み、「誰でも最低限の生活ができる賃金」を方針化した連合の姿勢に注目したい。日本の勤労者の最低限度の所得保障、ナショナル・ミニマム、および関連する「貧困ライン」についての連合の主張と行動に果敢性を期待したい。

なお、全労連は、〇四春闘では、①未組織労働者を含め、すべての労働者の賃金の底上げをはかる、②パート労働者の時間給の引上げをはかる、③企業内最賃協定の締結や地域最賃の改善、産別最賃・全国一律最賃の実現——を軸に賃金闘争を進めるとし、「誰でも一万円以上」とともに「時給一〇〇〇円以上」の最低賃金要求を提案している。また、全労連傘下の全国一般は、「ナショナル・ミニマム」の確立を目指す国民共同シンポジウムを継続的にを行い、時給一〇〇〇円、月額一五万円以上の全国一律最低賃金制の確立を目指して、東京東部共同行動、東京春闘共闘、農民・業者などとの共同行動を展開している。

付言すると、〇四年年金改革に対して、連合と全労連が財源等について違いはあるが、最低保障年金構想（月額七万円）を提示していることも注目できる。

- (1) 工藤恒夫氏は「社会保障によって確保される『最低生活』水準は、好むと好まざるとにかかわらず、一国の一定の時期における最低賃金の水準によって規定され、原則的にそれ以下の水準にならざるをえない」（工藤恒夫『資本制社会保障の一般理論』二〇〇三年、新日本出版社、一〇八頁）と指摘している。
- (2) 拙稿「貧困ライン・最低賃金制・リビングウエッジ」「賃金と社会保障」第一三二一号、二〇〇一年（二月上旬号）。
- (3) J-LPU Reports、二〇〇三年

一月二十六日。

(4) 辻昌秀「低賃金・無権利労働者に目を向けることから」『月刊全労連』二〇〇三年六月号。

(5) 連合案は「定額基礎年金」夫婦二人一四万円、財源は二分の一を一般財源、三分の一を年金目的税、六分の一を使用者負担とするとしている（連合『二一世紀社会保障ビジョン』（二〇〇二年一月））。全労連案は月額七万円。財源は、国庫の一般財源および国に納入された事業主拠出金による。（全労連最低保障年金制度等検討会『みんなが安心』の公的年金改革をめぐって）二〇〇三年）。

むすび

労働組合の賃上げ闘争＝春闘が低迷し、ベア（平均賃金）引上げ自体が困難となっている。相場の波及効果は現状では望むべくもない。

視点を变えて、これまでの「上げ幅」春闘から、賃金の絶対水準（額）をテーマにし、それを追求していくことが重要になっている

のではないか。

一言すると、筆者は賃金の「底上げ」は、「企業内最低賃金」の引上げとは本質的に異なると考えている。真の「底上げ」には労働者と国民諸階層の共通の目標値が必要であり、それがナショナル・ミニマムにほかならない。

（おこし・ようすけ／
労働経済・社会政策）



元のコピーのままです。スイマセン！